

# 佐久穂町里山整備方針

平成30年12月制定（令和5年6月変更）

## 1 目的

佐久穂町において、森林づくり県民税を活用した「防災・減災」のための森林整備を効果的に進めるため、里山の整備方針を定める。

## 2 里山整備方針作成にあたっての基本的な考え方

佐久穂町は、面積の多くを森林が占めており、かつては伐り出した木材が建築用材として使用されるなど、林業を生業としていた人々も多く、林業に高い関心が示されていた。それに伴い個人所有の山林も十分な手入れがされていた。しかし、木材価格の低下に伴い、町内の林業も低迷し、それと同時に集落周辺の里山の整備が行き届かず、徐々に放置された森林が目立つようになってきた。

森林所有者も高齢化によって山の手入れが困難となったり、相続等によって所有する山の所在さえわからないといった問題が浮き彫りとなっている。こういった問題から所有者の山離れが進み、このまま放置すれば倒木や山崩れなど災害の発生を誘因することも懸念される。

このため、県から提示された科学的な知見等に基づく優先整備箇所を基本としつつ、佐久穂町地域防災計画や過去の災害履歴、今後災害の発生が懸念される箇所を勘案し、「防災・減災」の観点から優先的に整備を実施すべき箇所を明らかにして、平成30年度から令和9年度までの10か年間で森林づくり県民税を活用した「防災・減災」のための里山の整備を推進する。

## 3 対応方針

県から提示された科学的な知見等に基づく優先整備箇所について、現地調査等による点検を行い、必要性及び実行の確実性等を勘案して優先整備箇所として選定する。

また、これ以外にも、災害の履歴のある森林及び佐久穂町地域防災計画で定める土砂災害危険箇所において、整備を実施すべき森林を優先整備箇所として選定するとともに、これら優先整備箇所と一体的に整備を実施することで効率的な森林整備が可能な場所を対象に、里山整備方針を作成する。

4 図面

別添のとおり

(優先整備箇所及び里山整備利用地域の認定地域を図示したもの。縮尺、着色は任意)

5 里山整備方針付属一覧

別紙(様式第2号)のとおり

里山整備方針付属一覧

番号	市町村	林班	林小班	施業番号	面積	選定等の経過			整備年度	備考
						区分	年度	理由		
1	佐久穂町	74	ろ	1～20	20.94	追加	H30	リモートセンシングで示された箇所を含み、山腹崩壊危険度が高いため。かつ、登山道に隣接しており、安全を確保する必要があるため。	H32	
2	佐久穂町	74	は	1～21	18.16	追加	H30		H32	
3	佐久穂町	75	い	1～13	27.79	追加	H30		H32	
4	佐久穂町	100	に	1～7口	9.20	追加	H30	リモートセンシングで示された箇所を含み、山腹崩壊危険度が高く、森林整備の必要があるため。	H32	
5	佐久穂町	100	ほ	1イ～7	7.91	追加	H30		H32	
6	佐久穂町	19	い	1～23	12.14	追加	R1	リモートセンシングで示された箇所を含み、山腹崩壊危険度が高く、森林整備の必要があるため。	R3	
7	佐久穂町	19	ろ	1～28	15.66	追加	R1		R3	
8	佐久穂町	19	は	1～26	17.77	追加	R1		R3	
9	佐久穂町	19	に	1～8	10.23	追加	R1		R3	
10	佐久穂町	19	ほ	1～18	16.62	追加	R1		R3	
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										

※選定等の経過の区分には、「追加」又は「取り消し」のいずれかを記載する。  
 (「取り消し」は、一度「追加」したものを取り消す場合に選択する。)